住所　京都市西京区大原野西境谷町３丁目６番地
金義鎭　昭和36年６月13日生
金世楽　平成10年12月24日生
金眞洙　平成13年４月６日生
金世音　平成19年３月29日生
住所　京都市左京区松ケ崎今海道町２番地４
李宗錫　昭和36年10月１日生
呉京徹　昭和40年８月14日生
李相輝　平成５年10月11日生
李相魯　平成９年10月５日生
李香葉　平成11年４月２日生
住所　京都市西京区下津林寒条町22番地19
黄加代子　昭和36年５月13日生
住所　京都府南丹市美山町鶴ケ岡馬場９番・12番合地
張照仁　昭和58年２月27日生
住所　京都府向日市物集女町北ノ口43番地40
張真伊　昭和61年１月26日生
住所　京都市伏見区深草向川原町24番地
裏鐘義　昭和63年12月12日生
住所　京都市南区東九条柳下町51番地９
金武志　昭和37年12月13日生
住所　京都市南区唐橋門脇町23番地５
李聡美　昭和50年３月１日生
住所　京都市西京区樫原釘貫23番地１
李周叡　昭和52年10月25日生
住所　京都市伏見区久我森の宮町７番地65
張琴玉　昭和16年４月10日生
住所　京都市西京区桂清水町122番地
李東彦　昭和50年５月15日生
住所　京都府木津川市兜台３丁目10番地６
金勉　昭和39年10月15日生
金世奈　平成６年８月19日生
金尚毅　平成８年２月１日生
金和毅　平成９年７月15日生
住所　さいたま市浦和区岸町４丁目26番18―301号
金梨華　昭和37年５月４日生
林聖秀　平成14年１月19日生
林麗香　平成15年10月21日生
住所　和歌山県西牟婁郡白浜町才野998番地
李麗輝　昭和47年11月８日生
住所　神戸市中央区花隈町33番18―704号
裏仁植　昭和50年５月29日生
住所　神戸市須磨区大黒町２丁目３番９号
金泰信　昭和43年４月８日生
金佐智子　昭和45年３月18日生
金鋐基　平成12年７月15日生
金駿太　平成15年３月25日生
住所　神戸市中央区南本町通２丁目３番８号
淇末子　昭和26年１月９日生
林連玉　昭和49年８月19日生
住所　兵庫県西宮市若草町２丁目13番７―207号
裏弥友　平成５年11月27日生
住所　兵庫県西宮市西宮浜４丁目10番１―505号
尹史子　昭和41年６月22日生
住所　兵庫県尼崎市東難波町３丁目１番６号
朴明廣　昭和31年７月３日生
金好美　昭和38年５月26日生
朴竜大　平成４年９月27日生
朴弦大　平成６年６月15日生
住所　北九州市小倉北区中津口１丁目５番４―902号
朴誠烈　昭和38年９月23日生
朴聡志　平成８年２月23日生
住所　名古屋市南区星崎１丁目53番地
裵好孝　昭和40年５月26日生

○外務省告示第百八十一号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十七年外務省告示第百七十三号）は、平成二十九年五月三十日限り廃止する。

平成二十九年五月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第八十号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）第二条の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十九年五月二十九日

文部科学大臣　松野　博一

一　平成二十五年文部科学省告示第八十六号（文部科学省が所管する分野における認定個人情報保護団体の認定等に関する指針）

二　平成二十七年文部科学省告示第百三十二号（文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン）

附　則

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

○厚生労働省告示第二百六号

労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン（平成二十四年厚生労働省告示第四百八十六号）を平成二十九年五月三十日限り廃止する。

平成二十九年五月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第二百七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の二において読み替えて準用する同法第四十六条第一項の規定により、次のように同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関を登録したので、同法第百十二条の二第一項第一号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の十二の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地	型式検定を行うことができる機械等の種類	登録年月日
Certification Management Limited	Unit1, Newport Business Park, New Port Road, Ellesmere Port CH65 4LZ United Kingdom	Mike Shearman	Certification Management Limited	Unit1, Newport Business Park, New Port Road, Ellesmere Port CH65 4LZ United Kingdom	防爆構造電気機械器具	平成二十九年二月七日

○厚生労働省告示第二百八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関について、同法第五十三条の三において準用する同法第四十六条第四項第三号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
株式会社クレーン検査センター	北信越検査事務所	石川県金沢市横川七丁目五十番一	北信越検査事務所	石川県金沢市横川七丁目五十番一	平成二十八年十二月十五日
			九州検査事務所	長崎県佐世保市今福町十番地十五	